

(別紙1)

全国手をつなぐ育成会連合会 災害支援基金規程

(目的)

第1条 この規程は、国内において地震、風水害、**その他の自然災害**により甚大な被害を受けた育成会会員に対する災害見舞金（激甚災害指定の場合は、指定災害に係る義援金で対応する。）および、被災地に対する支援活動に充てるため、全国手をつなぐ育成会連合会に災害支援基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理、運営等に関する事項を定める。

(積立)

第2条 この基金は、別途定める「災害支援活動資金口座」への入金額および、「手をつなぐ」賛助会費からの1会員年間50円の寄附金等を主財源として、災害見舞金の支給および、支援活動資金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 この基金に属する現金は、金融機関への預金、その他安全かつ有利な方法により維持及び管理する。

(管理責任者)

第4条 この基金の管理責任者は、全国手をつなぐ育成会連合会会長とする。

(基金の所在地)

第5条 この基金は、滋賀県大津市京町4丁目3番28号滋賀県厚生会館 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会事務局内 全国手をつなぐ育成会連合会事務所に置く。

(利子等の処理)

第6条 この基金から生ずる利子等は、基金に編入する。

(処分)

第7条 この基金は、第1条に定める目的により取り崩すものとするが、災害見舞金を受けることができる者及び災害見舞金の額は、寄附者が用途を特定するものを除き、三役の協議により決定する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

(附則)

第1条中、「その他の災害」を「その他の自然災害」に改め、2018年1月16日から施行する。